

財務省告示第七十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十四年度の初日から平成十五年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十五年二月二十八日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十四年度の初日から平成十五年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	一—トン
四	三、四—八トン
五	八九四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二五二トン	四九七トン	一一、六トン	八九、四二四トン	二五、六四トン	七四トン	三三八、七七トン	一、二三三、六二四トン	四、五九、一三トン	八三、四一八トン	六、五六九トン	五、六五、一トン	二九、八一トン	二トン	トン	一八トン

二九	一、五七 トン
二八	三三六 トン
二七	一三、 一七 トン
二六	二、八 一八 トン
二五	トン
二四	二・八 六 トン
二三	六、五 九 トン
二三	一七七 トン
二二	三四、 三四 トン